

保護者の皆様へ

(公立高等学校等用)

## 令和5年度岐阜県公立高等学校等奨学給付金について

本制度は、高校生等がいる低所得世帯（生活保護受給世帯また県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯）を対象に授業料以外の教育費負担を軽減するため、世帯構成等に応じて、奨学のための給付金を支給する制度です。この給付金は返済不要です。

### 1 対象者および給付額

裏面（対象確認シート）を必ずご確認ください。

### 2 提出期限

**令和5年9月13日（水）必着**

※家庭の事情により、早期支給をご希望される場合はご相談ください。

### 3 提出書類

#### ① 申請書

- ② 保護者等の個人番号カードの写し等または所得課税証明書等（**個人番号提出済の方は個人番号の提出不要**）  
（（注）生活保護（生業扶助）受給世帯は生業扶助受給証明書又は高校生等本人の個人番号カードの写し等）

**※公立高等学校等就学支援金で同様の書類をすでに提出している場合は本申請での提出を省略 できます。**

※所得課税証明書等：令和5年度の（所得）課税証明書・非課税証明書・特別徴収税額の決定・変更通知書  
住民税の納税通知書

（注）高等学校等の専攻科に通う生徒の世帯は除きます。ただし、非課税世帯であれば、生活保護を受給しているかどうかに関わらず対象となります。

#### ③ その他 家庭状況に応じて必要な書類

- (1) 15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合

・健康保険証の写し（国民健康保険の場合は扶養申立書）

※申請者に扶養されている**該当の兄弟姉妹が複数人いる場合には全員分**ご提出ください。

※健康保険証の写しを提出する場合は、**被保険者記号・番号を黒く塗りつぶす等し、記号等が見えないように提出**してください。

### 4 個人番号カード等の取扱いについて

岐阜県公立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく事務手続を処理するために限って、個人番号カード等を使用し道府県民税所得割額、市町村民税所得割額及び生活保護関係情報を確認します。なお、**公立高等学校等就学支援金です**で個人番号カード等を提出している場合は当該個人番号カード等により確認することが可能です。

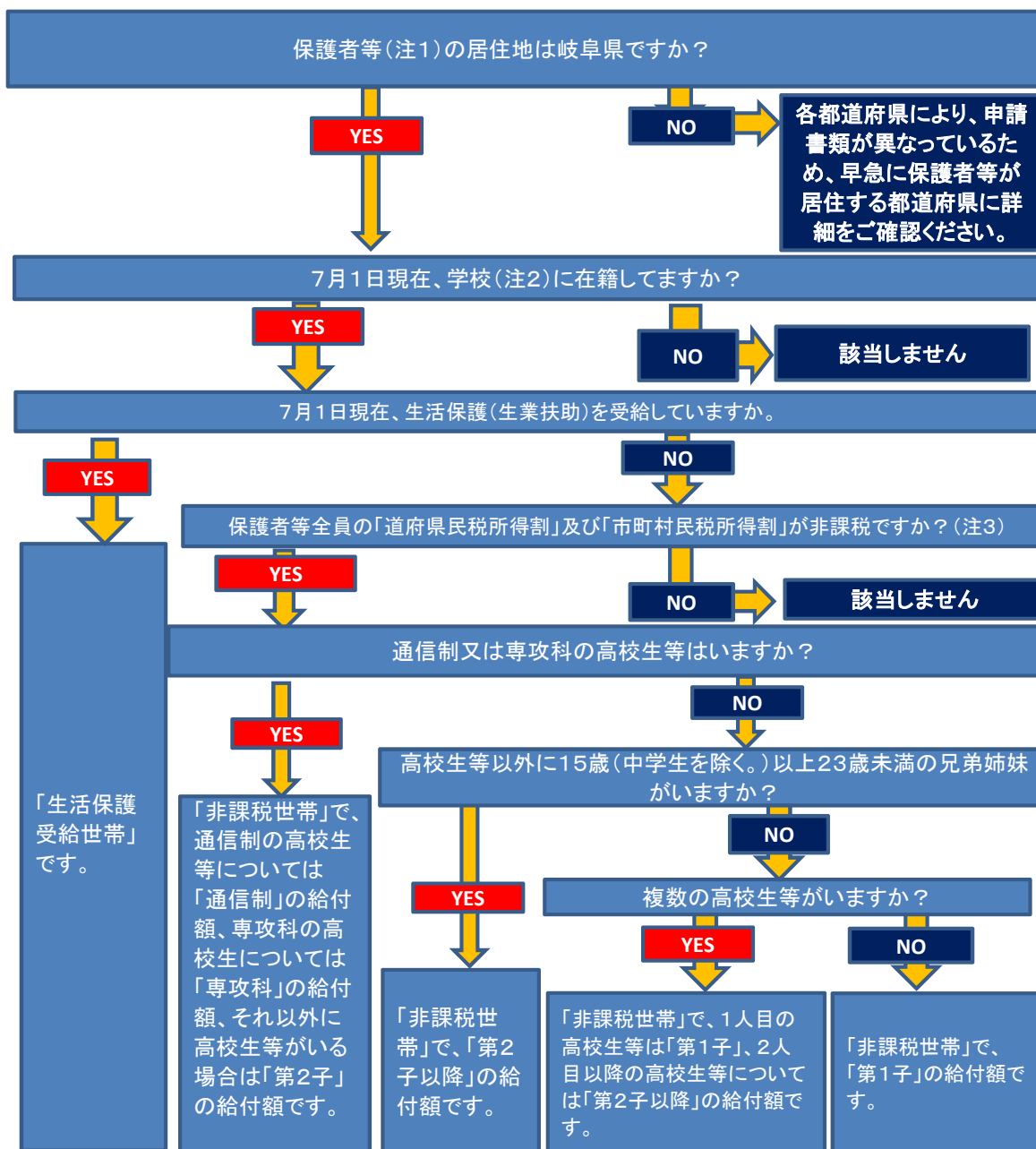
**（個人番号提出済の方は、今回個人番号の提出不要）**

### 5 給付金の支給

12月末までに、申請者（保護者等）名義の預金口座に振り込みます。（学校諸費引落口座以外への給付金振込を希望する場合・早期支給をご希望する場合はご相談ください。）

なお、未納となっている授業料以外の教育費「学校諸費」がある場合は、学校長が受領して充当することがあります。

# 公立高等学校等奨学給付金 対象確認シート



## 給付額について(年額)

	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護(生業扶助)受給世帯	32,300円	32,300円	50,500円(注4)
非課税世帯(第1子)	117,100円(注4)	50,500円(注4)	
非課税世帯(第2子以降)	143,700円(注4)		

(注1) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。

(注2) 条件によっては対象とならない場合があります。また、特別支援学校の高等部は対象外です。

(注3) 所得割額が非課税かについては、お住いの市町村役場又はマイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータル「わたしの情報-所得・地方税」から確認することが可能です。

(注4) 令和5年度に限り、昨今の物価高騰を受けて、生活保護世帯を除く世帯へ、上記給付額に一律4,000円を加算支給します。上記給付額の支給時に合算して支給します。

### 高等学校就学支援金制度等との違い

就学支援金……授業料を支払う代わりに学校に納められる補助金。返済は不要。

岐阜県の奨学金……授業料以外の教育費のために高校生に貸与する。返済が必要。

奨学給付金……授業料以外の教育費のために保護者に給付する。返済は不要。

### 申請書類提出先・お問い合わせ先

岐阜県立斐太高等学校 担当者:小寺 TEL0577-32-0075  
〒506-0807 岐阜県高山市三福寺町736番地



# 高校生等奨学給付金

～奨学のための給付金～

## 高校等の教育費を支援します！

- 教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する **返還不要の給付金** です。
- **生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯**が対象です。  
※ **家計が急変して非課税相当になった世帯**も対象になります。
- **学校またはお住まいの都道府県**への申し込みが必要です。  
※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。
- **新入生**は、4～6月に**一部早期支給**の申請ができます。  
※ 都道府県によって実施状況が異なります。

### 令和5年度の給付額

世帯状況	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	32,300円	52,600円
非課税世帯【全日制等】（第1子）	117,100円	137,600円
非課税世帯【全日制等】（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円	152,000円
非課税世帯【通信制・専攻科】	50,500円	52,100円

※家計急変の場合は、申込み月によって給付額が変わります。



詳しくは、**学校またはお住まいの都道府県**にお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトに都道府県のお問合せ先などを掲載しています。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)

